

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例をここに公布する。

令和7年2月12日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第5号

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成28年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に基づき、兵庫県後期高齢者医療広域連合職員（以下「職員」という。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（派遣された職員の育児休業等）

第2条 兵庫県下の市町から派遣された職員の育児休業等は、当該職員を派遣した市町における育児休業等に関する規定の例による。この場合において、広域連合長は、必要に応じ、申請の方法その他の育児休業等に係る取扱いに関し、別に定めることができるものとする。

附 則

（施行期日）

第1 この条例は、公布の日から施行する。

（兵庫県後期高齢者医療広域連合臨時的任用職員の給与、休暇等に関する条例の廃止）

第2 兵庫県後期高齢者医療広域連合臨時的任用職員の給与、休暇等に関する条例（平成23年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第1号）は、廃止する。